

令和2年度連合農学研究科予算配分基本方針

- 1 留保額
自己収入額が目標額に達しなかった場合の補てんに充てるため、配分額の2%を留保額とする。
ただし、自己収入額が目標額に達した場合の留保額の取り扱い方法については、代議委員会で決定する。
- 2 事務経費
留保額控除後、構成大学等における学生支援事務を円滑に推進するため、佐賀大学、琉球大学、鹿児島大学水産学部並びに鹿児島大学農学部へ事務経費として配分する。
- 3 農学特別講義（一般セミナー）経費
当該年度の担当大学に配分する。
- 4 研究科運営経費
上記の1～3を控除後の10%を目安として配分する。
- 5 研究科長裁量経費
上記の1～4を控除後の30%を上限として配分する。
- 6 学生指導経費（学生指導及び会議等出席旅費）
上記の1～5控除後の額から学生指導及び会議等出席旅費として配分する。
- 7 代議委員会委員に対する特別調整額
代議委員会は連合農学研究科の円滑な管理運営を図るため重要な役割を担っている。その代議委員の任務と責任に対して、特別調整額を配分する。
- 8 学生教育支援経費
 - ① 上記の1～6を控除後の額を学生教育支援経費として配分する。
 - ② 学生教育支援経費の単価は、指導教員別（主・副・補助指導教員）とする。
 - ③ 指導教員が1人で複数の学生を指導している場合においても、支援経費は配分1人分とする。
ただし、主指導教員として複数の学生を指導する場合においては、学生数に応じて調整配分する。

学生数	1人	調整数	1
学生数	2人	調整数	1.1（ただし留年生は除く）
学生数	3人以上	調整数	1.2（ただし留年生は除く）
 - ④ 専任教員に学生の教育・研究指導総括担当者として、調整数2を配分する。
 - ⑤ 授業のみを担当する教員に対しては、学生教育支援経費の単価に係数0.05を乗じた額を配分する。ただし、学生の受講があった場合に限る。
- 9 学生支援経費
配置大学及び学生数に応じて配分する。
10. 間接経費
競争的資金の間接経費は、原則光熱水費に充てる。